

有害大気汚染物質の規制について

大気汚染防止法・埼玉県生活環境保全条例に基づく規制

埼玉県環境部大気環境課

大気汚染防止法では排出又は飛散を早急に抑制しなければならない有害大気汚染物質を指定物質として定め、抑制基準等を定めています。また、埼玉県生活環境保全条例では有害大気汚染物質の発生源周辺における局所的高濃度を防止するための規制を行っています。

1. 規制対象物質・施設

(1) 大気汚染防止法（法附則第9項、施行令附則第3項、第4項）

有害大気汚染物質のうち、排出又は飛散を早急に抑制しなければならないものとして[表-1]の3物質を指定物質と定めています。また、指定物質を排出又は飛散させる施設として、指定物質排出施設（[表-2]参照）を定めています。施設設置の届出義務はありません。

[表-1] 指定物質（大気汚染防止法施行令附則第3項）

指定物質名		
ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン

[表-2] 指定物質排出施設（大気汚染防止法施行令別表第6）

物質	番号	施設の種類	規制対象規模	備考
ベンゼン	1	乾燥施設（ベンゼンを蒸発させるもの）	送風機の送風能力 1,000 m ³ /時以上	
	2	コークス炉	原料処理能力 20 t/日以上	
	3	蒸留施設（ベンゼンの回収の用に供するもの）	すべて	常圧蒸留施設を除く
	4	脱アルキル反応施設（ベンゼンの製造の用に供するもの）	すべて	密閉式のものを除く
	5	貯蔵タンク	タンク容量 500kL以上	
	6	反応施設（ベンゼンを原料として使用するもの）	ベンゼンの処理能力 1 t/時以上	密閉式のものを除く
トリクロロエチレン・テトラクロロエチレン	7	乾燥施設（トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを蒸発させるためのもの）	送風機の送風能力 1,000 m ³ /時以上	
	8	混合施設（トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンの混合）	混合槽の容量 5 kL以上	密閉式のものを除く
	9	蒸留施設（トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンの精製又は回収の用に供するもの）	すべて	密閉式のものを除く
	10	洗浄施設（トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンによるもの）	空気に接する面の面積 3 m ² 以上	ドライクリーニング機を除く
	11	ドライクリーニング機（テトラクロロエチレンによるもの）	処理能力 30 kg/回以上	

- (2) 埼玉県生活環境保全条例（条例第49条第4号、第50条第1項第3号、別表第5、施行規則第26条）
 [表-3] に該当する「有害大気汚染物質」を[表-4]に掲げる事業所において取り扱っている工場又は事業場が対象となります。施設設置の届出義務はありません。

[表-3] 規制対象の有害大気汚染物質（埼玉県生活環境保全条例施行規則第26条）

項	物質名	項	物質名
1	アクリロニトリル	10	トリクロロエチレン
2	エチレンオキシド	11	ニッケル化合物
3	六価クロム化合物	12	ヒ素及びその無機化合物
4	クロロエチレン（塩化ビニル）	13	1・3-ブタジエン
5	クロロホルム	14	ベリリウム及びその化合物
6	1・2-ジクロロエタン	15	ベンゼン
7	ジクロロメタン	16	ホルムアルデヒド
8	水銀及びその化合物	17	マンガン及びその化合物
9	テトラクロロエチレン		

[表-4] 有害大気汚染物質の規制対象事業所（埼玉県生活環境保全条例施行規則第32条第1項、附則第14項、別表第7）

業種		規模・従業員
1	金属鉱業	その年度において 事業活動に伴い取り扱う「有害大気汚染物質」のいずれかの質量 ^{*2} 500kg 以上 かつ 常時使用する従業員数 21人以上
2	原油及び天然ガス鉱業	
3	製造業	
4	電気業	
5	ガス業	
6	熱供給業	
7	下水道業	
8	鉄道業	
9	倉庫業（農作物を保管するもの又は貯蔵タンクにより気体若しくは液体を貯蔵するもの）	
10	石油卸売業	
11	鉄スクラップ卸売業（自動車用エアコンディショナーに封入された物質の回収、又は自動車の車体に装着された自動車用エアコンディショナーを取り外すもの）	
12	自動車卸売業（自動車用エアコンディショナーに封入された物質を回収するもの）	
13	洗濯業	
14	写真業	
15	自動車整備業	
16	機械修理業	
17	商品検査業	
18	計量証明業（一般計量証明業を除く）	
19	一般廃棄物処理業（ごみ処分業）	
20	産業廃棄物処分業（特別管理産業廃棄物処分業を含む）	
21	医療業 ^{*1}	
22	高等教育機関（付属施設を含み、人文科学のみに係るものを除く）	
23	自然科学研究所	

※1 医療業のみに属する事業所は、平成21年10月1日以降に規制対象となりました。

※2 六価クロム化合物にあつてはクロム、水銀及びその化合物にあつては水銀、ニッケル化合物にあつてはニッケル、ヒ素及びその無機化合物にあつてはヒ素、ベリリウム及びその化合物にあつてはベリリウム、マンガン及びその化合物にあつてはマンガンの質量とします。

2. 抑制基準・規制基準

(1) 大気汚染防止法（法附則第9項、平成9年2月6日環境庁告示第5号、第6号）

指定物質排出施設の排出口から大気中に排出される排出ガスに含まれる指定物質の量の許容限度（抑制基準）が定められています。[表－5]

[表－5] 指定物質抑制基準（平成9年環境庁告示第5号、第6号）

物質	番号	施設の種類	規模 (排出ガス量 m ³ N/時)	指定物質抑制基準(mg/m ³ N)	
				H9.4.1以前設置	H9.4.2以後設置
ベンゼン	1	乾燥施設	3,000以上	100	50
			1,000以上3,000未満	200	100
	2	コークス炉	—	100 ^{※1}	100
	3	蒸留施設	1,000以上	200	100
	4	脱アルキル反応施設 ^{※2}	—	100	50
	5	貯蔵タンク	—	1,500 ^{※3}	600
3,000以上			100	50	
6	反応施設 ^{※2}	1,000以上3,000未満	200	100	
		7	乾燥施設	—	500
トリクロロエチレン	8	混合施設	—	500	300
			9	蒸留施設（精製・回収）	—
テトラクロロエチレン	10	洗浄施設	—	500	300
			11	ドライクリーニング機 ^{※4}	—

※1 開底式たて型のもの並びに装炭車に集じん機及び煙突を設置するものを除く

※2 排出ガスをフレアスタックで処理するものを除く

※3 容量1,000kL以上のものに適用

※4 テトラクロロエチレンによるものを対象とし、密閉式のを除く

(2) 埼玉県生活環境保全条例（条例第50条、施行規則第31条、第32条）

敷地の境界線上での許容限度（敷地境界基準）が定められています。[表－6]

また、その測定方法は[表－7]のとおりです。

[表－6] 有害大気汚染物質の敷地境界基準（埼玉県生活環境保全条例施行規則別表第7）

項	有害大気汚染物質の種類	許容限度 (mg/m ³)	備考
1	アクリロニトリル	0.15	
2	エチレンオキシド	0.061	
3	六価クロム化合物	0.0017	クロム及びその化合物をクロムとして
4	クロロエチレン	0.22	
5	クロロホルム	1.7	
6	1・2-ジクロロエタン	1.4	
7	ジクロロメタン	5.8	
8	水銀及びその化合物	0.00085	水銀として
9	テトラクロロエチレン	5.8	
10	トリクロロエチレン	4.6	
11	ニッケル化合物	0.034	ニッケル及びその化合物をニッケルとして
12	ヒ素及びその無機化合物	0.00011	ヒ素及びその化合物をヒ素として
13	1・3-ブタジエン	0.15	
14	ベリリウム及びその化合物	0.000068	ベリリウムとして
15	ベンゼン	0.11	
16	ホルムアルデヒド	0.021	
17	マンガン及びその化合物	0.011	マンガンとして

※許容限度は、温度が20℃であって圧力が1気圧の状態に換算した大気1立方メートルに含まれる量で、原則として30分間値とする。

[表-7]有害大気汚染物質の測定方法（埼玉県生活環境保全条例規則別表第7）

測定場所	場所 工場又は事業場の敷地の境界線上 高さ 地上1.5m ※当該測定場所において測定することが適当でないと思われる場合は、敷地の境界線上又は境界線以遠の適切な地点において測定できる。	
測定方法	以下に定める方法 又は JIS-K0804 の検知管式測定器による。	
	有害大気汚染物質の種類	測定方法
	アクリロニトリル、クロロエチレン、クロロホルム、1・2-ジクロロエタン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、1・3-ブタジエン、ベンゼン	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法
	エチレンオキシド	捕集管を用いて2-プロモエタノールとして採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法
	六価クロム化合物、ニッケル化合物、ヒ素及びその無機化合物、ベリリウム及びその化合物、マンガン及びその化合物	ハイボリウムエアサンプラーにより採取した試料を原子吸光分析計、誘導結合プラズマ質量分析計若しくは誘導結合プラズマ発光分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法
	水銀及びその化合物	捕集管を用いて金アマルガムとして採取した試料を原子吸光分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法
	ホルムアルデヒド	捕集管を用いてヒドラゾン誘導体として採取した試料を高速液体クロマトグラフ、ガスクロマトグラフ若しくはガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法

3. 測定

(1) 大気汚染防止法

指定物質の排出量の測定義務はありません。

(2) 埼玉県生活環境保全条例（条例第69条、施行規則第49条）

使用している有害大気汚染物質の濃度の測定を、6月を超えない作業期間ごとに1回以上行い、その結果を記録し3年間保存しなければなりません。

4. 規制基準の適用猶予

医療業のみに属する事業所の有害大気汚染物質の敷地境界基準に係る適用猶予は、平成24年9月30日で終了しました。

5. 改善勧告・命令等

(1) 大気汚染防止法（法附則第10項）

知事又は市長は、人の健康に係る被害が生ずることを防止するために必要があると認めるときは、指定物質抑制基準を勧告して、指定物質の排出又は飛散の抑制について、必要な勧告をすることができます。

(2) 埼玉県生活環境保全条例（条例第59条第1項、第2項）

知事又は市長は、敷地境界基準を遵守していないと認めるとき、改善等を勧告し、この勧告に従わない場合は、改善又は施設の一時停止を命令することができます。命令に従わない者等は、以下の罰則の対象になります。

<罰則（埼玉県生活環境保全条例）>

違反内容	罰則
改善命令に違反した場合	6月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金
立入検査を拒んだ場合	20万円以下の罰金
必要な報告をしなかった場合	5万円以下の罰金

【参考】

環境省は「指定物質」以外に、以下の物質を有害大気汚染物質等に選定し、調査・検討を進めています。（これらには抑制基準などは定められていません。）（平成22年10月15日環水大総発第101015002号環水大発第101015004号にて変更されました。）

- ① 全ての物質に法の規定が適用されるものではないが、未然防止の見地から、行政は物質の有害性、大気環境濃度等に関する基礎的情報の収集整理に努めるとともに、事業者等は自主的に排出等の抑制に努めることが期待されるもの（248物質 [表-8]）
- ② 有害大気汚染物質（優先取組物質23物質[表-9]）

【表-8】 有害大気汚染物質に該当する（又は該当する可能性がある）物質（248物質）

物 質	名 (和 名)	
1 亜鉛及びその化合物	46 グリオキサール	91 ジベンゾ[a, j]アクリジン
2 アクリルアミド	47 クリセン(別名：ベンゾ[a]フェナントレン)	92 ジベンゾ[a, h]アントラセン
3 アクリル酸エチル	48 グルタルアルデヒド	93 7H-ジベンゾ[c, g]カルバゾール
4 アクリル酸2-ヒドロキシエチル	49 クロム及びその化合物	94 ジベンゾ[a, e]ピレン
5 アクリル酸メチル	50 クロロアニリン	95 ジベンゾ[a, h]ピレン
6 アクリロニトリル	51 クロロ酢酸	96 ジベンゾ[a, i]ピレン
7 アクロレイン	52 1-クロロ-2, 4-ジニトロベンゼン	97 ジベンゾ[a, l]ピレン
8 アセトアルデヒド	53 クロロジプロモメタン(別名：ジプロモクロメタン)	98 N, N-ジメチルアセトアミド
9 アセトニトリル	54 p-クロロニトロベンゼン(別名：p-ニトロクロロベンゼン)	99 2, 6-ジメチルアニリン
10 o-アニシジン	55 (RS)-1-p-クロロフェニル-4, 4-ジメチル-3-(1H-1, 2, 4-トリアゾール-1-イルメチル)ペンタン-3-オール(別名：テブコナゾール)	100 ジメチルアミン
11 アニリン	56 2-クロロプロピオン酸	101 ジメチルジスルフィド
12 3-アミノ-1H-1, 2, 4トリアゾール(別名：アミトロール)	57 クロロベンゼン	102 ジメチル=2, 2, 2-トリクロロ-1-ヒドロキシエチルホスホナート(別名：トリクロロホン又はDEP)
13 1-アリルオキシ-2, 3-エポキシプロパン	58 クロロホルム	103 1, 1-ジメチルヒドラジン
14 アンチモン及びその化合物	59 3-クロロ-2-メチル-1-プロペン	104 3, 3'-ジメチルビフェニル-4, 4'-ジイル=ジイソシアネート
15 3-イソシアナトメチル-3, 5, 5-トリメチルシクロヘキシル=イソシアネート	60 コバルト及びその化合物	105 N, N-ジメチルホルムアミド
16 イソブチルアルデヒド	61 酢酸ビニル	106 臭素化ビフェニル(臭素数が2から5までのもの及びその混合物に限る。)
17 イソプレン	62 酢酸2-メトキシエチル(別名：エチレングリコールモノメチルエーテルアセテート)	107 臭素酸の水溶性塩
18 4, 4'-イソプロピリデンジフェノール(別名：ビスフェノールA)	63 酸化エチレン(別名：エチレンオキシド)	108 水銀及びその化合物
19 N-イソプロピルアミノホスホン酸O-エチル-O-(3-メチル-4-メチルチオフェニル)(別名：フェナミホス)	64 酸化プロピレン(別名：1, 2-エポキシプロパン)	109 水素化テルフェニル
20 イソプロペニルベンゼン(別名：α-メチルスチレン)	65 シアナミド	110 有機スズ化合物
21 インジウム及びその化合物	66 2, 4-ジアミノアニソール	111 スチレン
22 インデノ[1, 2, 3-c, d]ピレン	67 4, 4'-ジアミノジフェニルエーテル	112 セレン及びその化合物
23 2-エチルヘキサ酸	68 無機シアン化合物(錯塩及びシアン酸塩を除く。)	113 ダイオキシン類
24 エチルベンゼン	69 2-(ジエチルアミノ)エタノール	114 タリウム及びその化合物
25 エチレンイミン	70 四塩化炭素	115 チオ尿素
26 エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート(別名：酢酸2-エトキシエチル)	71 1, 4-ジオキササン	116 チオフェノール
27 エチレンジアミン	72 1, 3-ジオキソラン	117 チオりん酸O, O-ジエチル-O-(2-イソプロピル-6-メチル-4-ピリミジンル)(別名：ダイアジノン)
28 エチレンジアミン四酢酸	73 シクロヘキシルアミン	118 チオりん酸O, O-ジメチル-O-(3-メチル-4-ニトロフェニル)(別名：フェニトロチオン又はMEP)
29 2-エトキシエタノール(別名：エチレングリコールモノエチルエーテル)	74 1, 2-ジクロロエタン	119 デカプロモジフェニルエーテル
30 エピクロロヒドリン	75 1, 1-ジクロロエチレン(別名：塩化ビニリデン)	120 1, 3, 5, 7-テトラアザトリシクロ[3. 3. 1. 13. 7]デカン(別名：ヘキサメチレンテトラミン)
31 1, 2-エポキシブタン	76 cis-1, 2-ジクロロエチレン	121 1, 1, 2, 2-テトラクロロエタン
32 2, 3-エポキシ-1-プロパノール	77 trans-1, 2-ジクロロエチレン	122 テトラクロロエチレン
33 2, 3-エポキシプロピル=フェニルエーテル	78 ジクロロ酢酸	123 2, 3, 5, 6-テトラクロロ-p-ベンゾキノン
34 塩化アリル(別名：3-クロロプロパン)	79 1, 2-ジクロロ-4-ニトロベンゼン	124 テトラヒドロメチル無水フタル酸
35 塩化第二鉄	80 1, 4-ジクロロ-2-ニトロベンゼン	125 テトラメチルチウラムジスルフィド(別名：チウラム又はチラム)
36 塩化パラフィン(炭素数が10から13までのもの及びその混合物に限る。)	81 1, 2-ジクロロプロパン	126 テレフタル酸
37 塩化ビニルモノマー(別名：クロロエチレン、塩化ビニル)	82 ジクロロプロモメタン(別名：プロモジクロロメタン)	127 テレフタル酸ジメチル
38 塩化ベンジル(別名：ベンジル=クロロリド)	83 o-ジクロロベンゼン	128 銅及びその化合物
39 塩化メチル(別名：クロロメタン)	84 p-ジクロロベンゼン	129 トリエチルアミン
40 1-オクタノール	85 ジクロロメタン(別名：塩化メチレン)	130 トリエチレントラミン
41 カテコール(別名：ピロカテコール)	86 ジニトロトルエン	131 1, 1, 2-トリクロロエタン
42 ε-カプロラクタム	87 1, 6-ジニトロピレン	132 トリクロロエチレン
43 キシレン	88 1, 8-ジニトロピレン	133 トリクロロ酢酸
44 キノリン	89 ジビニルベンゼン	134 2, 4, 6-トリクロロ-1, 3, 5-トリアジン
45 銀及びその化合物	90 ジベンゾ[a, h]アクリジン	135 2, 4, 6-トリクロロフェノール

(続き)

物 質 名 (和 名)		
136 1,2,3-トリクロロプロパン	176 ビフェニル	216 ベンゾ[e]ピレン
137 1,2,4-トリクロロベンゼン	177 ピペラジン	217 ベンゾ[b]フルオランテン
138 o-トリジン (別名:3,3'-ジメチルベンジン)	178 ピリジン	218 ベンゾ[j]フルオランテン
139 1,3,5-トリス(2,3-エポキシプロピル)-1,3,5-トリアジン-2,4,6(1H,3H,5H)-トリオン	179 ピレン	219 ベンゾ[k]フルオランテン
140 トルイジン	180 フェニルヒドラジン	220 ペンタクロロベンゼン
141 トルエン	181 2-フェニルフェノール	221 ほう素化合物
142 トルエンジアミン	182 N-フェニルマレイミド	222 ポリ塩化ナフタレン
143 トルエンジイソシアネート (別名:トリレンジイソシアネート)	183 フェニレンジアミン	223 ポリ塩素化ビフェニル (別名:PCB、ポリ塩化ビフェニル)
144 ナフタレン	184 p-フェネチジン	224 ホルムアルデヒド
145 1,5-ナフタレンジイル=ジイソシアネート	185 フェノール	225 マンガン及びその化合物
146 二塩化酸化ジルコニウム	186 1,3-ブタジエン	226 無水マレイン酸
147 二臭化エチレン (別名:1,2-ジブromoエタン又はEDB)	187 フタル酸ジアリル	227 メタクリル酸
148 ニッケル及びその化合物	188 フタル酸ジ-2-エチルヘキシル (別名:フタル酸ビス(2-エチルヘキシル))	228 メタクリル酸2,3-エポキシプロピル
149 o-ニトロアニソール	189 フタル酸ジブチル (別名:フタル酸ジ-n-ブチル)	229 メタクリル酸メチル
150 o-ニトロアニリン	190 フタル酸n-ブチル=ベンジル	230 N-メチルアニリン
151 N-ニトロソジエチルアミン	191 n-ブチル-2,3-エポキシプロピルエーテル	231 メチルアミン
152 N-ニトロソジ-n-ブチルアミン	192 ブチルヒドロキシアニソール (別名:BHA)	232 N-メチルカルバミン酸1-ナフチル (別名:カルバリル又はNAC)
153 N-ニトロソジ-n-プロピルアミン	193 tert-ブチル=ヒドロペルオキシド	233 N-メチルカルバミン酸2-sec-ブチルフェニル (別名:フェノブカルブ又はBPMC)
154 N-ニトロソジメチルアミン	194 フッ化物 (水溶性無機化合物に限る)	234 3-メチルチオプロパナール
155 N-ニトロソ-n-メチル尿素	195 2-ブテナール	235 1-メチルナフタレン
156 N-ニトロソモルホリン	196 フラン	236 2-メチルナフタレン
157 o-ニトロトルエン	197 フルオランテン	237 4,4'-メチレンジアニリン
158 1-ニトロピレン	198 フルオレン	238 4,4'-メチレンビス(2-クロロアニリン) (別名:3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン)
159 3-ニトロフルオランテン	199 2-プロピン-1-オール	239 メチレンビス(4,1-シクロヘキレン)=ジイソシアネート
160 2-ニトロフルオレン	200 1-ブromoプロパン	240 メチレンビス(4-フェニルイソシアネート) (別名:メチレンビス(4,1-フェニレン)=ジイソシアネート)
161 3-ニトロベンズアントロン	201 2-ブromoプロパン	241 2-メトキシエタノール (別名:エチレングリコールモノメチルエーテル)
162 ニトロベンゼン	202 ブromoホルム (別名:トリブromoメタン)	242 2-メルカプトイミダゾリン (別名:エチレンチオウレア、2-イミダゾリジンチオン)
163 ニトロメタン	203 ブromoメタン (別名:臭化メチル)	243 モリブデン及びその化合物
164 二硫化炭素	204 ヘキサクロロベンゼン	244 モルホリン
165 ノニルフェノール	205 ヘキサメチレンジアミン	245 りん酸ジメチル=2,2-ジクロロビニル (別名:ジクロルボス又はDDVP)
166 パナジウム及びその化合物	206 ヘキサメチレン=ジイソシアネート	246 リン酸トリス(クロロエチル) (別名:りん酸トリス(2-クロロエチル))
167 5'-[N,N-ビス(2-アセチルオキシエチル)アミノ]-2'-(2-ブromo-4,6-ジニトロフェニルアゾ)-4'-メトキシアセトアニリド	207 ヘキサン (別名:n-ヘキサン)	247 リン酸トリス(2,3-ジブromoプロピル)
168 1,3-ビス[(2,3-エポキシプロピル)オキシ]ベンゼン	208 ベリリウム及びその化合物	248 りん酸トリトリル
169 ビス(N,N-ジメチルジチオカルバミン酸)亜鉛 (別名:ジラム)	209 ペルオキシ二硫酸の水溶性塩	
170 ヒ素及びその化合物	210 ペルフルオロ (オクタン-1-スルホン酸) (別名:PFOS)	
171 ヒドラジン	211 ベンゼン	
172 ヒドロキノ	212 1,2,4-ベンゼントリカルボン酸1,2-無水物	
173 4-ビニル-1-シクロヘキセン	213 ベンゾ[a]アントラセン	
174 2-ビニルピリジン	214 ベンゾトリクロライド (別名:ベンジリジン=クロリド)	
175 N-ビニル-2-ピロリドン	215 ベンゾ[a]ピレン	

[表－9] 有害大気汚染物質（優先取組物質；23物質）

物	質	名	(和名)		
1	アクリロニトリル	9	1,2-ジクロロエタン	17	ヒ素及びその化合物
2	アセトアルデヒド	10	ジクロロメタン (別名：塩化メチレン)	18	1,3-ブタジエン
3	塩化ビニルモノマー (別名：クロロエチレン、塩化ビニル)	11	水銀及びその化合物	19	ベリリウム及びその化合物
4	塩化メチル (別名：クロロメタン)	12	ダイオキシン類	20	ベンゼン
5	クロム及び三価クロム化合物	13	テトラクロロエチレン	21	ベンゾ[a]ピレン
6	六価クロム化合物	14	トリクロロエチレン	22	ホルムアルデヒド
7	クロロホルム	15	トルエン	23	マンガン及びその化合物
8	酸化エチレン (別名：エチレンオキシド)	16	ニッケル化合物		

6. 問合せ先

環境部大気環境課 (TEL048-830-3058) 又は各環境管理事務所

環境管理事務所	所在地	電話番号
中央環境管理事務所	さいたま市浦和区北浦和5-6-5 (浦和合同庁舎内)	048-822-5199
西部環境管理事務所	川越市新宿町1-17-17 (ウエスタ川越公共施設棟)	049-244-1250
東松山環境管理事務所	東松山市六軒町5-1 (東松山地方庁舎内)	0493-23-4050
秩父環境管理事務所	秩父市東町29-20 (秩父地方庁舎内)	0494-23-1511
北部環境管理事務所	熊谷市末広3-9-1 (熊谷地方庁舎内)	048-523-2800
越谷環境管理事務所	越谷市越ヶ谷4-2-82 (越谷合同庁舎内)	048-966-2311
東部環境管理事務所	北葛飾郡杉戸町清地5-4-10	0480-34-4011

※さいたま市、川越市、川口市、所沢市、越谷市に指定物質排出施設、有害大気汚染物質取扱事業所を設置する（している）方は、各市の担当課等へお問い合わせください。

市担当課等	所在地	電話番号
さいたま市 環境対策課	さいたま市浦和区常盤6-4-4	048-829-1330
川越市 環境対策課	川越市元町1-3-1	049-224-8811
川口市 環境保全課	川口市朝日4-21-33 (朝日環境センター内)	048-228-5389
所沢市 環境対策課	所沢市並木1-1-1	04-2998-9230
越谷市 環境政策課	越谷市越ヶ谷4-2-1	048-963-9186

